



発行所 日本看護連盟  
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2  
Tel 03-3407-3606 Fax 03-3407-3627

**No. 427**

2022年8月31日号

## 石田まさひろ参議院議員が 厚生労働委員会閉会中審査で質問

8月25日の参議院厚生労働委員会閉会中審査で、石田議員が、政府のコロナ対策について質問しました。概要をご紹介します。

### 【コロナ対策の基本的な考え方について】

石田 8月24日、医療機関や保健所の負担軽減策が発表されたが、その基本的な考え方をお聞かせいただきたい。

加藤勝信厚生労働大臣 医療機関や保健所等が、重症化リスクの高い方々への対応に集中できるよう、緊急的にさらなる負担軽減を実施する。具体的には、発熱外来や保健所の業務が切迫した地域では、都道府県知事の申し出により発生届を重症化リスクのある方に限定できる。この他、患者の入院の同意などを前提に、入院勧告に係る協議会は、月一回の事後開催を基本とする。重症化リスクの低い64歳以下を対象にした健康フォローアップセンター等の仕組みを、全都道府県において設置する。今後も、ウィズコロナの新たな段階への移行に必要な見直しを行い、1日も早い社会経済活動の正常化を、適切な医療の提供のもとで、実現する努力をしていきたい。

### 【医療現場の負荷軽減策と所得補償について】

石田 1日も早い社会経済活動の正常化は重要だ。ただ、行動制限をできるだけしないで、社会経済活動を回していくと、爆発的な感染拡大は終わらない。少しぐらいの軽減策では、もう医療現場には響かない。現場は疲弊しきっている。通常の経済活動を目指すならば、医療体制も変えていかなければならない。すべての医療機関、特にかかりつけ医を勧めるのならば、診療所や中小病院での感染管理体制をしっかりと作り、基礎疾患の管理や発熱の対応はそこで行うべきだ。また、在宅医療の支援も必要だ。重症患者については、より迅速に対応できるように仕組みを強化する必要がある。さらに、重点的に対応すべきは、あらゆる医療機関で起きているスタッフ不足だ。休んだスタッフは有給休暇を取ったりしているが、家族が次々に感染して、場合によっては8月の段階で既に有給休暇を使い切ってしまう、あとは給料

が出ない病欠となっている。濃厚接触になったら自動的に欠勤するしかなく、給料が減っていくような状況も起きている。スタッフの不安を少しでも減らせるように、柔軟な働き方、所得補償についても考えていただきたい。

**加藤大臣** 高い感染の状況が続いていて、医療現場には、さまざまな負荷がかかっている。また、コロナ禍がスタートしてから2年半以上経過している。長い期間にわたって緊張感を持って対応いただいていることに、心から感謝申し上げる。その負荷をいかに軽減しながら、社会経済活動維持していくかに留意しなければならない。今回、特に感染者数が多いため、医療現場でも働ける方が減少し医療の逼迫を引き起こしていることは、十分承知している。現在、療養期間のあり方等の見直しも議論しているが、同時に医師や看護師の派遣等、さまざまな仕組みも設けてきた。そういう仕組みも活用していただきながら、現場の逼迫をできるだけ解消するように努めたい。また、所得補償等についても、例えば、子どもの都合で休んだ場合の対応等、いろいろな施策を講じている。そうした施策を活用しながら、さらに対応すべきことがあれば、しっかりお話を聞かせていただき、必要な対応をとりたい。

### 【保健所の保健師増員と保健所の体制強化について】

**石田** 対応はある程度していても、やはり変えなければいけないことがたくさん出てきている。また、現場に周知されていないことが多いので、きちんと周知して、現場で活用できるようにフォローしていただきたい。もうひとつ、保健所の体制が脆弱であることは明らかだ。令和3年からの2年間で、感染管理を担当する保健師を900人増員するという方針があるが、保健所の保健師の定員を純増すべきで、配置転換などでやるべきではないと再三を申しあげてきた。まず、この状況についてお聞かせいただきたい。また、患者さんが社会経済活動に戻っていくのであれば、これまで培ってきた感染管理を一人ひとりがやり続けること、さらにはセルフケア力をもっとつけて、発熱等で、病院に頼らなくても、ある程度自分たちで対処できる力をつけることが必要だ。そのための、健康危機管理の拠点として、また健康の導き手としての役割が保健所にはある。この機能を発揮するための、保健所の体制強化の方向性がはっきりと出ていないが。

**佐原康之健康局長** 保健所の恒常的な人員体制強化として、保健師を令和3年度から2年間かけて約900名増加させ、コロナ禍前の1800名から1.5倍の2700名に増員する取り組みを行っている。令和3年4月1日現在、全国の保健所の保健師の数は平成31年から比べ、既に700名増加している。さらに保健師対応業務に従事する保健師は、配置転換等の方も含めて500名おり、これも合わせると1200名増の約3000名となっている。感染症対応に係る各保健所の人員体制の状況については、引き続き注視していく必要があり、総務省とも連携をしながら、今後とも必要な人員体制増に努めてまいりたい。

**加藤大臣** 感染予防の知識や医療機関への適切な関わり方、セルフケア、あるいは自主的な対応などについて、国民一人ひとりが理解を深め、またご協力いただけるようにすることは非常に大事だ。保健所は、市町村とも連携しながら、健康づくりセミナー、健康相談等の枠組みをもっている。そうしたものを活用し、地域住民の意識啓発をさらに行っていくことが必要だと考えている。市町村とも連携をしながら、意識啓発について、取り組みの強化を図っていききたい。